

ー 令和9年度 福岡市教育委員会 学校給食調理職員 募集案内 ー

福岡市立小学校の給食室で働く調理職員（会計年度任用職員）を次のとおり募集します。

1 受付期間

電子申請	令和8年10月9日（金）午前9時～令和8年11月27日（金）午後5時
郵送・持参	令和8年10月9日（金）～令和8年11月27日（金） ※当日消印有効

2 試験日 令和9年1月16日（土）

※詳細は「6 試験の日時、会場・試験方法及び合格発表」を参照

3 職名、採用予定人員及び職務の概要

職 名	採用予定 人 員	職 務 の 概 要
非常勤調理業務員 （会計年度任用職員）	40 名程度	福岡市立小学校で給食調理等の業務に従事します。

*採用予定人員は、変更になることがあります。

*欠員状況によっては、勤務希望学校の属する区以外に配置されることがあります。

*採用予定人員（年度当初の採用予定者）のほか、年度中途の欠員などに対応するため「中途採用候補者」についても選考を行います。

～ 合格から採用まで ～

（1）年度当初の採用予定人員と中途採用候補者を合わせて「最終合格者」とします。

（2）最終合格者は、採用候補者名簿に登載します。

※年度当初の採用予定者：A登載合格者、中途採用候補者：B登載合格者

（3）採用は、原則として令和9年4月1日以降、上記名簿登載者の中から採用者を決定します。

※B登載合格者については、欠員等の状況によって、採用されないことがあります。

※名簿の有効期限は、令和10年3月31日までです。

4 任用期間

令和9年4月1日以降から令和10年3月31日までのうち必要な期間

※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度採用）を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募していただくこととなります。



こちらから
電子申請（インターネットによるお申し込み）
も受け付けています。

5 申込資格

次の資格要件をすべて満たす人

- (1) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

- (2) 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

6 試験の日時、会場・試験方法及び合格発表

日 時	会 場	試 験 方 法	合 格 者 発 表
令和9年1月16日（土） 集合時間等は受験票送付時に文書で通知します。	福岡市 教育センター	・ <u>書類評価</u> 申込書の自己PR及び志望動機の記載内容から表現力、文書構成について評価を行います。 ・ <u>体力試験</u> 握力の試験を行います。 ・ <u>口頭試験</u> 面接試験を行います。	令和9年2月5日（金）に文書で通知するほか、午前10時に福岡市役所11階職員課前に合格者の受験番号を掲示します。また、ホームページでも午前10時以降に公開します。 (https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/syokuin/kkndsyokuin.html)

7 勤務条件等

- (1) 身 分
地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（地方公務員）です。
- (2) 勤務日（年間200日）
 - ① 月曜日から金曜日までのうち給食を実施する日（給食実施日）
 - ② 長期休業期間（夏休み、冬休み、春休み等）の前後数日（給食の実施準備及び整理・清掃等を行う日）
 - ③ 研修及び健康診断の日等※ 学校事情により、上記以外に勤務することがあります。
- (3) 勤務しない日
土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29 から翌年 1/3 まで）、長期休業期間（行事等により勤務が必要となる場合もあります。）
- (4) 1日の勤務時間
原則、午前9時30分から午後3時30分まで。（途中休憩1時間、実勤務時間5時間）
※ 勤務する学校により、勤務時間が8:30～14:30 または 10:30～16:30 の場合があります。
- (5) 給与・諸手当
日額6,490円～6,545円（地域手当を含む）を、勤務日数に応じて、月払で支給します。
給与関係の条例、規則等の定めるところにより、通勤手当、期末勤勉手当（令和8年度は4.65月分）等が支給されます。
- (6) 休暇制度
任用期間に応じて、1年間に最大16日間の年次有給休暇があります。
※ その他にも、特別有給休暇等の休暇制度があります。
- (7) 社会保険など
原則、健康保険、厚生年金、雇用保険及び労災保険が適用されます。
※任用期間が2か月未満の場合は一部適用されません。
- (8) 服務
地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の服務上の命

令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)

※採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

8 応募方法 ※応募に当たっては「9 応募上の留意点」をご確認ください。

電子申請、郵送又は持参のいずれかの方法で応募してください。



(1) 電子申請（インターネットによる申し込み）

パソコンやスマートフォン等から申し込みができます。

下記申請フォーム（URL 又は二次元コード）にアクセスし、必要事項を入力
のうえ、令和8年11月27日（金）午後5時までに申請を完了させてくだ
さい。申請が完了すると、「申請受け付けのお知らせメール」が届きます。

① 申請フォーム URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/apply-procedure-alias/hijoukinchori-R9>

② 注意事項

- ・「申請受け付けのお知らせメール」が迷惑メールに振り分けられることがあります。メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。また、メールアドレスやドメインの指定受信をされている方は、「@mail.graffer.jp」を拒否しないよう設定してください。
- ・使用するパソコン等の機器の故障や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申し込みください。
- ・誤った内容で申請した場合は、必ず、受付期間中に一度申請を取り下げたうえで再度申請してください。なお、申請の取り下げは、「申請受け付けのお知らせメール」に記載の URL から行ってください。

(2) 郵送又は持参

- ① 提出先 福岡市教育委員会職員部職員課（福岡市役所 11 階）
〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

② 提出書類 非常勤調理業務員採用試験申込書

- 教育委員会職員課へ持参する場合は、平日の午前9時～午後5時30分までの受付とします。（土・日曜日及び祝日は受け付けができません。）
○郵送申込の場合は、令和8年11月27日（金）当日消印有効とします。封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。

③ 注意事項

- ・申込書には、必要事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した上半身、正面脱帽のもので、縦4～5cm、横3～4cm）を貼ってください。（写真の裏面に必ず氏名を記入してください。）

(3) 受験票の送付について

受験票は12月14日（月）頃発送予定です。受験票を紛失した場合又は受験票が届かない場合は、12月24日（木）午後5時30分までに必ず教育委員会職員課（Tel092-711-4609）へご連絡ください。

9 応募上の留意点

(1) 「学歴」欄・・・中退の場合も必ず記入してください。

(2) 「職歴」欄

- ① 現在までの職業経験（2か月以上のアルバイトを含む。）を記入してください。
- ② 職業経験がない場合は、勤務先欄に「なし」と記入してください。
- ③ 福岡市立の小学校での給食調理の経験は、この欄に記入せず、次の「給食調理の経験」欄に記入してください。

(3) 「給食調理の経験」欄

- ① 福岡市立の小学校で給食調理の経験（非常勤調理業務員、臨時的任用職員等）がある人は、記入してください。

② 学校ごとに概ねの在職期間等を記入してください。

例 ○○小学校 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月 1 年 非常勤調理業務員

△△小学校 平成 29 年 4 月～平成 30 年 1 月 10 月 臨時的任用職員

(4) 福岡市立の小学校以外での経験（例えば他市での経験等）は、この欄に記入せず、「職歴」欄に記入してください。

(5) 「勤務希望学校」の欄

通勤可能な範囲を把握するための目安とするため、勤務可能な学校周辺を○で囲んでください。
(複数選択可)

(6) 記載事項に虚偽がある場合は、採用される資格を失います。

10 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格発表後 1 か月間、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。
- ・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

- ・当募集及び選考試験において、セクシュアル・ハラスメント等に該当する行為を受けた場合、またはそのおそれがある場合には、以下のハラスメント相談窓口へご相談ください。

【ハラスメント相談窓口 問い合わせ先一覧】

任命権者（受験先）	担当部署	電話番号等
教育委員会	職員部服務指導課 服務指導第 3 係	(電 話) 711-4813 (ファックス) 733-5536 kharassment@city.fukuoka.lg.jp

※各任命権者に相談窓口を設けていますので、採用試験を受験した任命権者の担当部署へご相談ください。

※相談にあたって、相談者のプライバシーは保護され、相談したことを理由に不利益な取扱いをされることはありません。

11 試 験 会 場

会 場 福岡市教育センター

所在地 福岡市早良区百道三丁目 10 番 1 号

※ 会場にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

※ 会場（福岡市教育センター）への問い合わせは、ご遠慮ください。

12 申込・問い合わせ先

福岡市教育委員会職員部職員課 電話 (092) 711-4609

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号（福岡市役所 11 階）

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」

という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。